

常総市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における電気を起因とする住宅からの出火を防止し、被害の減少及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカー等の購入・設置を行う市民に対し、予算の範囲内において常総市感震ブレーカー設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、常総市補助金等交付規則（平成17年規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー等 地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として電力の供給を遮断する機器で、通電時の電気火災を防止する目的で設置するもの。
- (2) 分電盤タイプ(1)のうち、分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電力供給を遮断するもの。なお、一般社団法人日本配線システム工業会において定められている「感震機能付住宅用分電盤規格 JWDS0007付2」の構造及び機能を有するものに限る。
- (3) コンセントタイプ (1)のうち、コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給のみを遮断するもの。なお、感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づき一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するものに限る。
- (4) 簡易タイプ(1)のうち、感震機能をもたない分電盤に、地震の揺れによる重りの落下などによりブレーカーのノブを操作し電力供給の遮断を補助するもの等。なお、感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づき一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本人及び本人と生計を一にする者が市税等を滞納していないこと。
- (3) 本人及び本人と生計を一にする者が国又は地方公共団体が実施する他の補助制度による同様の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 自らが所有し居住する市内の住宅に第2条に規定する感震ブレーカーを設置する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、第2条に掲げる感震ブレーカーの購入及び設置に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第2条に掲げる感震ブレーカーの購入及び設置に要した経費の額（千円未満切捨て）とし、5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、年度内において1世帯当たり1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、感震ブレーカー設置促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 感震ブレーカーを購入及び設置する工事に要した経費の領収書等の写し

(2) 感震ブレーカーの製品・型番号等が確認できるカタログや仕様書等の写し又は写真

(3) 感震ブレーカーを購入・設置した状態が確認できる写真

(4) 振込先を確認できる通帳等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、常総市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは常総市感震ブレーカー設置促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に関し条件を付することができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第9条 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数の期間内において、この補助金の対象として申請した感震ブレーカーを市長の承認を得ずに売却、譲渡、交換、貸与その他の処分を行ってはならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、常総市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、常総市感震ブレイカー設置促進事業補助金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて交付決定者にその返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。